

香川県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第19号

香川県補助金等交付規則の一部を改正する規則

香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金等の交付の決定) 第5条 略</p> <p><u>(決定をしない場合)</u> 第5条の2 <u>知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。</u></p> <p><u>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</u> <u>(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</u> <u>(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者</u></p>	<p>(補助金等の交付の決定) 第5条 略</p> <p>(補助金等の交付の条件) 第6条 略</p> <p>(決定の取消し) 第17条 略 2 略</p>
<p>(補助金等の交付の条件) 第6条 略</p> <p>(決定の取消し) 第17条 略 2 略 3 <u>知事は、補助事業者等が、第5条の2各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。</u> 4 <u>知事は、間接補助事業者等が、第5条の2各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助事業者等に対し、</u></p>	<p>(補助金等の交付の条件) 第6条 略</p> <p>(決定の取消し) 第17条 略 2 略</p>

当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

5 前各項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

6 知事は、第1項から第4項までの規定により取消しをしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該補助事業者等に書面により通知するものとする。

(加算金)

第19条 補助事業者等は、第17条第1項若しくは第3項の規定又はこれに準ずる条例若しくは他の規則の規定により補助金等の交付の決定を取り消された場合において、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2～4 略

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により取消しをしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該補助事業者等に書面により通知するものとする。

(加算金)

第19条 補助事業者等は、第17条第1項の規定又はこれに準ずる条例若しくは他の規則の規定により補助金等の交付の決定を取り消された場合において、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2～4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に交付の決定をする補助金等から適用する。